

## みずほ台幼稚園重要事項説明書

### 1. 運営主体

設置者	亀山市
設置者の所在地	亀山市本丸町577番地
所管部署	0595-96-8822（子ども未来部子ども政策課）

### 2. 施設の概要

種別	幼稚園				
名称	亀山市立みずほ台幼稚園				
所在地	亀山市みずほ台14番地295				
連絡先	電話	0595-83-1900			
	FAX	0595-83-1900			
	メール	mizuhodai-yo@city.kameyama.mie.jp			
施設長氏名	小川 敦子				
利用定員	(1号)	3歳児	4歳児	5歳児	合計
		25人	35人	35人	95人
当園の基本理念・方針	<p>○心身ともに明るく健康で情操豊かな子どもの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児一人一人の健康な心と体を育み、遊びや生活を豊かにする教育活動を進める。</li> <li>・家庭や学校、関係機関等との連携を大切に、地域に根差した就学前教育を進める。</li> </ul>				

### 3. 施設の概要

敷地	敷地全体	3,970.00 m <sup>2</sup>
	園庭	1,725.00 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造 1階建て
	延べ	625.53 m <sup>2</sup>

### 4. 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
保育室	4室	りす・うさぎ組:3・4歳児クラス(年少・年中) ぞう組:5歳児クラス(年長)
遊戯室	1室	
職員室	1室	

## 5. 職員体制(令和6年4月1日 現在)

職種	人数	備考
園長	1人	
主幹	1人	クラス担任
主任教諭	1人	クラス担任
幼稚園教諭	1人	フリー
介助員	1人	
応接補助員(幼稚園教諭)	1人	

※人数は園児数等により変動することがあります。

### 【職種及び職務の内容】

園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 園長: 園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 主幹: 園長を補佐し、園務をつかさどる。
- (3) 主任教諭: 幼児の教育をつかさどる。
- (4) 幼稚園教諭: 幼児の教育をつかさどる。
- (5) 介助員: 特別な支援を必要とする幼児の介助に従事する。
- (6) 応接補助員(幼稚園教諭): 3歳児クラスの担任補助及び保育補助・園務補助に従事する。

## 6. 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から金曜日まで
開園時間	①午前8時30分～午後2時00分(月、火、木、金曜日) ※弁当が必要です。 ②午前8時30分～午前11時30分(水曜日)
休園日	土曜日・日曜日・祝日 長期休業 夏休み(7月21日～8月31日) 冬休み(12月24日～1月7日) 春休み(3月26日～4月5日)

## 7. 利用料等

	入園時のクラス	前年度参考金額
衣類	年少	6,000円
	年中	13,000円
	年長	
文具等	年少	5,000円
	年中	6,000円
	年長	7,000円

### 教材費、PTA会費等(毎月)

教材費、PTA会費等で毎月園に直接納入していただく費用は、2,000円程度です。

(※金額は、園によって異なります。)

## 8. 教育の内容

幼稚園とは、就学前の幼児たちが集団生活をする場で、この時期でなければできない大切な基礎教育を行う施設です。

また、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供などといった子育て支援を行います。

### 【年間行事予定】

月	行事内容
4月	始業式・入園式・対面式・保育参観・PTA 総会・クラス懇談会・各検診・身体測定
5月	親子ふれあい行事・家庭訪問・各検診・親子交通安全教室
6月	水遊び・各検診・視力検査(年長児)・市内バス見学(年長児)
7月	七夕まつり・水遊び・保育参観・クラス懇談会・個別懇談会・大掃除・終業式
8月	夏休み
9月	始業式・身体測定・中学生職場体験・引き渡し訓練
10月	運動会・遠足・親子交通安全教室・消防自動車要請避難訓練
11月	人形劇観劇・防犯教室(青ノパト来園)・保幼認小交流会
12月	保育参観・クラス懇談会・クリスマス会・個別懇談会・大掃除・終業式
1月	始業式・身体測定・視力検査(年少・年中児)・正月遊び・親子交通安全教室
2月	節分・保育参観・修了を祝う会(年長児親子)
3月	ひなまつり・お別れ会・お別れ散歩・修了証書授与式・終業式

※ 園運営の都合等により、変更・中止になる場合があります。

※ 誕生会・避難訓練・交通安全教室・防犯訓練・環境デーは毎月実施。体力向上支援事業・サッカー教室・ALTによる英語遊び・非行防止教室などを随時実施。

※ 栽培活動・園外保育を随時実施。

※ 子育て支援事業として園開放・子育て相談・園庭開放・保育体験を随時実施。

## 9. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

### (1) 利用の開始及び終了に関する事項

利用者の決定	申請(入園願書及び教育・保育給付認定申請書の提出)により決定します。応募者が募集予定人数を超過した場合は、抽選を行い、入園及び補欠順位を決定します。
退園理由	・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

### (2) 利用に当たっての留意事項

・全員、原則として1年間保護者の方の送迎をお願いします。

【登園時間】 午前8時30分～9時

【降園時間】 午前11時30分(午前降園)・午後2時(午後降園)

・当日の欠席、遅刻等の連絡は、9時までに電話または「コドモンアプリ」でご連絡ください。

・お迎えの時間や人が変更になる場合には、口頭または電話でご連絡ください。

・また、登園後、37.5℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。また、お子さんの体調不良(下痢・嘔吐など)により、発熱がない時でも連絡をさせていただくこともあります。

・特定の感染症に罹患された場合は、感染症に関する届出書の提出が必要です。

・主治医が園での薬の服用を認めた場合に限り、薬をお預かりし投薬します。薬を服用する必要がある場合は、必ず「依頼票」に必要事項を記入・捺印の上、薬剤情報提供書とともに登園時に職員に手渡してください。

・送迎時、駐車場から園までは必ず手をつなぎ、登園してください。また、駐車場は譲り合ってください。

## 10. 嘱託医及び嘱託歯科医(令和6年4月1日 現在)

(嘱託医)

医療機関の名称	なかむら小児科
医院長名	中村 郁哉
所在地	亀山市長明寺町 304
電話番号	0595-84-0010

(嘱託歯科医)

医療機関の名称	塚田歯科医院
医院長名	塚田 浩司
所在地	亀山市本町3丁目10-4
電話番号	0595-83-5454

(耳鼻科医)

医療機関の名称	松葉耳鼻咽喉科
医院長名	松葉 務
所在地	亀山市東台町 1-6
電話番号	0595-83-0087

(眼科医)

医療機関の名称	天神眼科医院
医院長名	奥島 健太郎
所在地	亀山市天神 2 丁目10-38
電話番号	0595-83-1195

(学校薬剤師)

医療機関の名称	ふたば薬局(高塚店)
医院長名	三田 静男
所在地	亀山市高塚町8-7
電話番号	0595-84-3515

※ 嘱託医及び嘱託歯科医は、年度により変更となる場合があります。その場合は園内掲示等でご案内します。

## 11. 緊急時における対応方法

【管轄する消防署】

消防署名	亀山消防署北東分署
所在地	亀山市長明寺町 842-1
電話番号	0595-84-1096

【管轄する警察署】

警察署名	亀山警察署
所在地	亀山市野村 4 丁目 1 番 27 号
電話番号	0595-82-0110

## 12. 非常災害対策

防火管理者	小川 敦子
消防計画届出年月日	令和3年4月1日
避難訓練	避難や消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器(5本)、火災報知機(2台)など
避難場所	みずほ台東公園
緊急時の連絡手段	電話、保育システムなどから情報提供

## 13. 教育内容等に関する相談・苦情

受付担当者	小川 敦子
利用時間	午前8時30分～午後5時15分
連絡先	Tel 0595-83-1900 Fax 0595-83-1900
受付方法	面談・電話・文書等の方法で相談・苦情を受付けします。担当者が不在の場合は、他の本園職員までお申し出ください。

## 14. 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	独立法人日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	こども園の管理下における児童生徒などの災害(負傷、疾病、傷害又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、傷害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行います。
保健の種類	PTA団体傷害保険・PTA賠償責任保険
保険の内容	詳しくは、「災害賠償制度のご案内」または、三重県PTA安全互助会ホームページをご覧ください。 <a href="https://mie-pta.com/gojyokai/">https://mie-pta.com/gojyokai/</a>

## 15. 個人情報の取り扱い

園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

園は、小学校、他の特定教育・保育施設、地域の子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

## 16. その他保護者に説明すべき事項

重要事項説明書の内容に変更等が生じた場合は、園内掲示等により周知を行います。